

○自治医科大学発明等取扱規程

(平成 17 年規程第 2 号)

改正 平成 20 年規程第 29 号 平成 21 年規程第 19 号
平成 22 年規程第 37 号 平成 29 年規程第 45 号
平成 31 年規程第 22 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、学校法人自治医科大学(以下「本学」という。)の教職員(本学の施設及び設備を利用して研究を行う者を含む。以下「教職員等」という。)が行った発明等の取扱いに関する基本的事項を定め、もって、教職員等の職務発明等に関する権利を保障し、発明等の奨励及び研究意欲の向上を図るとともに、学術研究の成果の社会的活用を図り、学術研究の振興に資することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この規程において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 発明等 次に掲げる事項の総称をいう。

- ア 発明 特許権の対象となるもの
- イ 考案 実用新案権の対象となるもの
- ウ 創作 意匠権、回路配置利用権及びプログラム等の著作権の対象となるもの
- エ 育成 品種登録に係る権利の対象となるもの
- オ 案出 その他の技術情報に係る権利(ノウハウ等)の対象となるもの

(2) 発明者 発明等を行った教職員等をいう。

(3) 職務発明等 本学の資金、施設、設備及びその他の資源を使用して行った研究に基づき教職員等が行った発明等をいう。

(4) 知的財産権 次に掲げる事項の総称をいう。

- ア 特許法に規定する特許権及び特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案権及び実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠権及び意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権及び回路配置利用権の設定の登録を受ける権利並びに種苗法に規定する品種登録に係る権利及び品種登録を受ける権利
- イ 著作権法第 2 条第 1 項第 10 号の 2 のプログラムの著作物及び同号の 3 のデータベースの著作物に係る著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する著作権
- ウ アまたはイに掲げる権利以外であって、秘匿することが可能な財産的価値のある技術情報等に係る権利(ノウハウ等)

(権利の帰属)

第 3 条 職務発明等に係る知的財産権は、本学がこれを承継し所有するものとする。ただし、本学がその知的財産権を承継しないものと決定したときは、この限りではない。

第 2 章 届出及び帰属の決定

(届出)

第4条 教職員等は、発明等を行ったときは、発明等届出書(別記様式第1号)により、速やかに自治医科大学学長(以下「学長」という。)に届け出るものとする。

2 学長は、前項の届出を受理したときは、発明等届出受理通知書(別記様式第2号)により、速やかに当該発明者に通知しなければならない。

(発明等の審議)

第5条 学長は、前条の規定による届出があったときは、第9条に規定する発明審査委員会に諮問し、その報告に基づき職務発明等の該当の可否、知的財産権の出願の可否及び知的財産権の承継の可否を決定する。

2 学長は、前項の決定をしたときは、職務発明の該当及び知的財産権の承継決定通知書(別記様式第3号)により、当該発明者に通知しなければならない。

(譲渡書の提出)

第6条 発明者は、前条の規定により、知的財産権を本学が承継する旨の決定通知を受けたときは、権利譲渡書(別記様式第4号)を学長に提出しなければならない。

(異議の申立て)

第7条 第5条に規定する通知を受けた発明者は、当該通知の内容に異議があるときは、学長に対し、通知を受けた日から2週間以内に、異議申立書(別記様式第5号)により、異議を申し立てることができる。

2 学長は、前項の異議申立てがあったときは、発明審査委員会に当該異議申立てについて諮問し、その報告に基づき異議申立ての可否を決定する。

3 学長は、前項の決定をしたときは、職務発明の該当及び知的財産権の承継決定通知書(異議申立用)(別記様式第6号)により、当該異議申立人に通知する。

(任意の譲渡)

第8条 第5条の規定により、職務発明等に該当しない旨の認定通知を受けた発明者が、知的財産権を大学に譲渡する申し出をした場合は、学長は、発明審査委員会の意見を徴したうえで、知的財産権の承継の可否を決定する。

2 前項の規定により、本学が知的財産権の承継を決定したときは、第6条、第16条及び第19条の規定を準用する。

第3章 発明審査委員会

(発明審査委員会の設置)

第9条 本学の職務発明等に係る知的財産権に関する必要な事項について審議するとともに、職務発明等の取扱いに関する審査を適正かつ公平に遂行するため、本学に、発明審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第10条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 教職員等が行った発明等が職務発明等に該当するか否かの認定に関して、学長から諮問を受けた事項

(2) 職務発明等の技術的評価、知的財産権の出願の可否及び知的財産権の承継の可否についての決定に関して、学長から諮問を受けた事項

- (3) 譲渡の申し出があった発明等の知的財産権の承継の可否に関して、学長から諮問を受けた事項
- (4) 本学が取得した知的財産権の存続期間中の維持の可否に関して、学長から諮問を受けた事項
- (5) 第三者に対する知的財産権の実施許諾又は処分等に関する事項
- (6) 発明者に対する実施補償金の支払いに関する事項
- (7) 発明者からの異議申立てに関して、学長から諮問を受けた事項
- (8) その他学長が必要と認めた事項

(委員会の構成)

第 11 条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 医学部長
 - (2) 医学部 研究管理委員会委員長
 - (3) 医学部 研究管理委員会副委員長
 - (4) 医学部 臨床系または基礎系教員 1 名
 - (5) 看護学部の教職員のうちから、看護学部長が推薦した者 1 名
 - (6) 総務部長
 - (7) 大学事務部長
 - (8) 学長が特に必要と認めた者(学外者を含む。) 若干名
- 2 第 1 項第 5 号の委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
- 3 第 1 項第 8 号の委員の任期は、学長がその都度定める。

(委員長)

第 12 条 委員会に委員長を置き、前条第 1 項第 1 号に掲げる者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(副委員長)

第 13 条 委員会に副委員長を置き、あらかじめ委員長が指名する委員をもって充てる。

2 副委員長は、委員長を補佐するとともに、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理し、又は職務を行う。

(委員会の開催)

第 14 条 委員会は、必要に応じ随時開催する。

2 委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。

3 委員会は、必要に応じ、発明者又はその他の教職員等に委員会への出席を求め、技術内容及びその他の関連事項について説明を求めることができる。

(議決)

第 15 条 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 委員が当該発明等の発明者であるときは、当該発明等に関する審議に加わることができない。この場合において、その数は委員総数に算入しない。

第 4 章 知的財産権の出願及び権利維持

(出願)

第 16 条 本学は、第 5 条第 1 項の規定に基づいて本学が知的財産権を承継すると決定した職務発明等について、速やかに当該職務発明等に係る知的財産権の出願を行う。ただし、本学が承継した知的財産権が第 2 条第 4 号のイ又はウに該当する場合は、この限りではない。

2 前項の出願に要する費用は、本学が負担し、出願から知的財産権を取得するまでの手続きに関する事務は、本学が行う。ただし、発明者は、本学から出願に関する諸手続きについて協力を要請されたときは、これに応じなければならない。

(権利維持)

第 17 条 本学が承継した職務発明等について、知的財産権が成立した場合、本学がその権利維持に関する事務を行い、その費用を負担する。

2 本学は、前項の権利について、あらかじめ発明者の意見を聞き、委員会の審議を経たうえで、これを放棄することができる。

(発明者の研究活動上の使用)

第 18 条 発明者は、その職務発明等を自己の研究活動のために自ら使用する場合には、本学の知的財産権による制約を受けない。

第 5 章 知的財産権の実施と補償の支払い

(実施補償金の支払い)

第 19 条 本学が所有する知的財産権の実施により収入を得たとき、又は、本学が所有する知的財産権を第三者に実施許諾若しくは処分により収入を得たときは、その実施料の収入に応じて、当該発明等を行った教職員等に対し、次 2 条の規定に従って実施補償金を支払う。

(必要経費の控除)

第 20 条 本学は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間の実施料の収入から、知的財産権の出願及び維持経費等の必要経費を控除して配分金総額を算定する。

(実施補償金の支払い)

第 21 条 本学は、前条の規定により算出した配分金総額(年額)を、次に定める割合で、当該教職員等に支払うものとする。

- | | |
|--------------------------------------|--------|
| (1) 配分金総額が 200 万円以下の部分 | 80% |
| (2) 配分金総額が 200 万円を超え 1,000 万円までの部分 | 60% |
| (3) 配分金総額が 1,000 万円を超え 5,000 万円までの部分 | 50% |
| (4) 配分金総額が 5,000 万円を超える部分 | 別途定める。 |

(共同発明者に対する補償金の支払い)

第 22 条 第 19 条の実施補償金は、それを受ける権利を有する教職員等が 2 人以上あるときは、それぞれに均分した額を支払うものとする。ただし、持分について事前に共同発明者全員の同意がある場合には、その持分に応じて支払うものとする。

第 6 章 第三者と共同して行った職務発明等

(届出及びその他の規定の準用)

第 23 条 教職員等は、職務発明等に該当する可能性のある発明等を第三者と共同して行った場合にも、第 4 条第 1 項の規定により届出なければならない。

2 第 4 条第 2 項、第 5 条、第 6 条、第 7 条及び第 8 条の規定は、前項の届出があった場合にこれを準用する。この場合において、これらの規定中「知的財産権」は「知的財産権の共有持分」と読み替えるものとする。

(第三者との協議)

第 24 条 第三者と共同して行った職務発明等について、発明者が有する知的財産権の共有持分を本学が承継した場合には、本学が当該第三者との間で当該職務発明に係る知的財産権の出願及び権利維持並びに第三者に対する実施許諾について協議する。

第 7 章 雑則

(守秘義務)

第 25 条 本学と発明者及び発明等を知り得る立場にある者は、当該発明等の内容等について、発明等が公開されるまでの期間は、秘密を守らなければならない。ただし、本学と発明者が合意のうえ公表する場合及び本学と発明者の責によらずして公知となった場合は除くものとする。

(退職後の取扱い)

第 26 条 教職員等が退職した場合においても、当該教職員等が行った発明等が職務発明等に該当する場合の取扱いは、この規定によるものとする。

(事務局)

第 27 条 この規程に定める事務は、研究支援課が行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(自治医科大学発明規程の廃止)

2 自治医科大学発明規程(平成 10 年規程第 22 号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規程の施行日前に、廃止前の自治医科大学発明規程に基づき手続きが完了している発明等については、なお従前の例による。

附 則(平成 20 年規程第 29 号)

この規程は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年規程第 19 号)

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年規程第 37 号)

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年規程第 45 号)

(施行期日)

この規程は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年規程第 22 号)

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式第 1 号(第 4 条関係)

発明等届出書

[別紙参照]

別記様式第 2 号(第 4 条関係)

発明等届出受理通知書

[別紙参照]

別記様式第 3 号(第 5 条関係)

職務発明の該当及び知的財産権の承継決定通知書

[別紙参照]

別記様式第 4 号(第 6 条関係)

権利譲渡書

[別紙参照]

別記様式第 5 号(第 7 条関係)

異議申立書

[別紙参照]

別記様式第 6 号(第 7 条関係)

職務発明の該当及び知的財産権の承継決定通知書(異議申立用)

[別紙参照]